

美里町水道事業給水停止に関する規程（案）【解説】

（趣旨）

第1条 この規程は、水道法（昭和32年法律第177号）第15条第3項及び美里町水道事業給水条例（平成18年美里町条例第176号。以下「条例」という。）第35条第1号の規定に基づき、給水を受ける者が水道料金（条例第24条の料金をいう。以下同じ。）を支払わないときに給水の停止を行う場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

水道法第15条第3項には、「水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき（中略）は、前項本文の規定[給水義務]にかかわらず、その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。」と規定されています。この規定に基づき、水道料金の支払がないときの給水停止について規程を定めるものです。

（給水停止事由等）

第2条 水道料金に係る給水停止は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときに、当該各号に定める水道料金（当該料金に係る遅延損害金を含む。以下「給水停止に係る水道料金」という。）について行う。

- （1） 納入期限後3か月を経過した水道料金（納付（分納）誓約に係るものを除く。）の未納があるとき 給水停止の予告時における未納の水道料金の全額
- （2） 納付（分納）誓約に係る水道料金が、その履行期限までに納付されなかったとき 納付（分納）誓約が不履行となったときの納付（分納）誓約に係る水道料金のうち未納となっている水道料金の全額
- （3） 給水停止の猶予を受けていた水道料金が当該猶予事由に該当しなくなったとき 給水停止の猶予を受けていた水道料金の全額

給水停止を行う事由及び当該給水停止の対象となる未納の水道料金の範囲（金額）について定めています。

第1号の「給水停止の予告時における未納の水道料金」とは、納入期限後3か月を経過した水道料金に加え、給水停止の予告書を発する時点で督促状が発付された水道料金及びこれらの未納料金を納付する日までの遅延損害金となります。なお、水道料金に合わせて下水道使用料等の納入通知を行っている場合であっても、下水道使用料等は当該水道料金に含まれません。（以下同じ。）

第2号の「納付（分納）誓約」とは、第8条に規定する納付（分納）誓約のことをいいます。また、「不履行となったときの納付（分納）誓約に係る水道料金のうち未納となっている水道料金」とは、納付（分納）誓約した未納金額（納付（分納）誓約期間中に、新たに納付することとなる水道料金も含まれます。）から、既に納付した金額を差し引いた全額と

なります。

第3号の「給水停止の猶予」とは、第3条に規定する給水停止の猶予のことをいいます。第8条に規定する納付(分納)誓約の申出、美里町債権管理条例(平成27年美里町条例第1号)第14条に規定する履行延期の特約の申請等に係る判断が示されるまでの間の給水停止の猶予が該当します。

(給水停止の猶予)

第3条 給水停止事由が生じた者に次の各号に掲げる事由があるときは、当該各号に定める期間は、前条の規定にかかわらず、当該事由に係る水道料金について給水停止を猶予する。ただし、当該各号のいずれかの号に掲げる申請書等の提出が同一の水道料金について繰り返し行われるもの等不当に給水停止を免れることを目的としたものと認められるときは、この限りでない。

- (1) 水道料金について美里町水道事業給水条例施行規程(平成18年美里町企業管理規程第10号)第27条第2項に規定する水道事業納付金減免申請書の提出があったとき 当該申請書の写しが水道事業所に提出された日から申請に対する応答があった日までの間
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第24条第1項に規定する申請書の提出があったとき 当該申請書が提出された日から同条第3項の決定があった日までの間
- (3) 美里町債権管理条例施行規則(平成27年美里町規則第4号)第12条第1項に規定する履行延期申請書の提出があったとき 当該申請書が提出された日から特約の成否が確定する日までの間
- (4) 納付(分納)誓約書(様式第1号)の提出があったとき 当該納付(分納)誓約書に対する承諾又は不承諾の通知があった日と当該納付(分納)誓約書の提出された日から1か月を経過した日のいずれか早い日までの間

給水停止を一定期間猶予する事由及び猶予期間について定めています。

ただし書きでは、給水停止を不当に免れることを目的に、同一の申請等が繰り返し行われたときは、猶予をしないことを定めています。

給水停止の猶予事由として、第1号では不可抗力で漏水が生じて減免を受けたいときの申請があったとき、第2号では生活保護申請があったとき、第3号では美里町債権管理条例第14条に規定する履行延期の特約の申請があったとき、第4号では「納付(分納)誓約書が提出されたときを規定しています。

それぞれ、申請時等から申請に対する判断が示された日までの間、給水停止を猶予することとしています。なお、納付(分納)誓約書の提出にあっては、提出日から1月を限度としています。

(給水停止予告通知)

第4条 水道事業の管理者の権限を行う町長（以下「町長」という。）は、給水停止事由が生じ、かつ、給水停止の猶予事由に該当しない者に対し給水停止を行おうとするときは、給水停止予告通知書（様式第2号）により予告する。この場合において、給水停止予定日は、給水停止予告通知書を発送した日から起算して7日（当該日数の計算に当たっては、美里町の休日を定める条例（平成18年美里町条例第2号）第1条第1項の休日（以下「休日」という。）を除く。）を経過した日とする。

2 町長は、前項の給水停止予告通知書に記載した給水停止に係る水道料金の納付場所として、水道事業所の窓口を指定するものとする。

美里町水道事業給水条例(平成18年美里町条例第176号)第13条第2号の規定に基づき給水停止を行うときは、「給水停止予告通知書」により事前に通知すること、及び給水停止予告通知書には、「給水停止予定日」を記すことを定めています。

第2項では、給水停止予告通知書に記載した給水停止に係る水道料金の納付場所は、納付確認を即時に行い、不要な給水停止を避けるため、水道事業所の窓口を指定することを定めています。

(給水停止)

第5条 町長は、給水停止予定日の前日（前日が休日のときは、当該前日直近の休日以外の日）までに給水停止に係る水道料金の納付が確認できないときは、給水停止予定日に給水を停止する。

2 給水停止作業は、月曜日から金曜日まで（休日を除く。）の午前9時から午後3時までの間に行う。

3 給水停止作業は、水道使用者が不在であっても行う。

第4条に規定する給水停止予告通知を行っても給水停止予定日の前日までに完納、又は第3条に規定する申請等がされなかった場合には、給水を停止することを定めています。

第2項で、給水停止作業を行う時間を午前9時から午後3時までとしているのは、給水停止予定日でも、午前8時30分から納付できること及び午後4時までに納付の確認等ができれば、当日中に給水停止の解除ができること(第6条)を考慮したものです。

第3項では、給水停止作業は、水道利用者の在宅の有無にかかわらず行うことを定めています。

(給水停止の解除)

第6条 町長は、給水停止に係る水道料金の全額が納付されたとき（第4条第

2 項の指定があつたにもかかわらず、給水停止を受けた者が指定された場所以外の場所で納付したときは水道事業所の窓口で給水停止に係る水道料金の全額に係る領収書の提示があつたとき) 又は第 3 条の規定により給水停止の猶予事由が生じたとき (第 3 条第 2 号に掲げる申請にあつては申請書の写しが水道事業所に提出されたときに限る。) は、給水停止を速やかに解除し、開栓する。

2 給水停止に係る水道料金の全額が納付されたときの開栓の実施は、次の各号に掲げる水道事業所の窓口で領収書を確認した時刻に応じ、当該各号に定める時期に行う。

(1) 午前 8 時 30 分から午後 4 時まで 当日中

(2) 午後 4 時経過後午後 5 時 15 分まで 翌日 (翌日が休日のときは、当該翌日後最初に到来する休日以外の日) 中

給水停止の解除事由及び開栓の実施時期について定めています。

第 1 項では、給水停止の解除は、給水停止に係る水道料金の全額納付又は給水停止の猶予事由の発生があつたときに行うことを定めています。給水停止に係る水道料金を指定場所である水道事業所の窓口以外で納付したときの領収書の提示を水道事業所の窓口に限定しているのは、給水停止に係る水道料金の管理は水道事業所のみが行っていることに加え、領収書のコピーの提示やファックスによる送信では原本との同一性が保証されないこと、電話連絡では、通話者間に認識の齟齬が生じ得ることからです。

第 2 項では、領収書の確認時刻と開栓時期の関係を定めています。

(給水停止後の基本料金)

第 7 条 条例第 25 条に規定する定例日から次の定例日までの間の途中において、給水停止又は給水停止の解除がある場合の条例第 24 条に規定する基本料金は、1 月分として算定する。ただし、定例日から次の定例日までの間、給水停止を継続している場合は、基本料金を徴収しない。

月の途中で給水停止をした場合の基本料金の取り扱いについて、美里町水道事業給水条例第 27 条第 1 項第 1 項の規定に準じて定めています。

(納付 (分納) 誓約による納付)

第 8 条 第 2 条の納付 (分納) 誓約とは、未納の水道料金を納付が可能となる時期に一括又は分割して納付する旨を誓約するもののうち、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

(1) 第 3 条第 1 号から第 3 号までに規定する申請が認められなかった場合その他の理由により未納の水道料金を即時に納付することが困難であると認められること。

- (2) 未納の水道料金を納付しようとする期限が、納付（分納）誓約の申請日から1年と未納月数（漏水等通常の使用によらないことに起因する水道料金については、町長が適当と認める月数）のいずれか短い期間内であること。
 - (3) 未納の水道料金を分割納付しようとするときは、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額の申し出があること。
 - (4) 未納の水道料金が完納となるまでの期間中に納入期限が到来する水道料金は、その納入期限までに納付すること。
 - (5) 納付（分納）誓約をしようとする者から町長に対し、納付（分納）誓約書を提出していること。
- 2 前項の納付（分納）誓約を行うため納付（分納）誓約書を提出しようとする者は、当該納付（分納）誓約書に申請日前3か月分の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類その他未納の水道料金を一時に納付することが困難である状況を明らかにする書類を添付して、町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、納付（分納）誓約書の提出があった場合には、納付（分納）誓約書に添付して提出された書類及び自ら収集した書類について調査を行い、第1項各号のいずれにも該当すると認めるときは、納付（分納）誓約（不）承諾通知書（様式第3号）により納付（分納）誓約に従った納付を承諾する旨を通知しなければならない。
- 4 町長は、納付（分納）誓約書の提出があった場合において、第1項各号のいずれかに該当しないとき、又は第2項の納付（分納）誓約書に添付し提出すべき書類を納付（分納）誓約書の提出後10日以内に提出しないときは、納付（分納）誓約（不）承諾通知書（様式第3号）により納付（分納）誓約に従った納付を承諾しない旨を通知しなければならない。

第2条に規定する納付(分納)誓約の意義及び方式並びに町長の対処について定めています。

第1項では、この規程における納付(分納)誓約とは、どういう要件を備えたものでなければならないかについて定めています。

第2項では、納付(分納)誓約書の提出時に添付すべき書類について定めています。町長が納付(分納)誓約に対する承諾の判断をするための資料となります。

(補 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、水道事業給水停止に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

(給水停止に関する経過措置)

- 2 第 2 条第 1 号の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以後に納入期限が到来する水道料金について適用する。
- 3 この規程の施行の日 (以下「 施行日 」という。) における未納の水道料金のうち、平成 29 年 2 月 28 日までに第 3 条各号に掲げる事由が生じなかったものは、第 2 条の給水停止の事由に該当するとして、この規程を適用する。

施行日前日 (平成 28 年 11 月 30 日) までに納入期限が到来した未納の水道料金について、第 3 条各号に掲げる給水停止の猶予事由があり得る場合の手続きを行う期間を確保するため、平成 28 年 2 月 28 日まで給水停止を猶予するものです。この期日までに給水停止の猶予事由がない場合、又は水道料金を完納しない場合は、本規程により、給水停止を行うこととなります。

- 4 施行日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に納入期限が到来する水道料金のうち未納となったもので、平成 29 年 6 月 30 日までに第 3 条各号に掲げる事由が生じなかったものは、第 2 条の給水停止の事由に該当するとして、この規程を適用する。

本規程の施行後、附則第 2 条が適用される平成 28 年 4 月 1 日までの間に納入期限が到来する水道料金のうち未納となったものについて、附則第 2 項及び第 3 項との整合性を図るため、平成 28 年 6 月 30 日まで給水停止を猶予するものです。この期日までに第 3 条各号の規定する給水停止の猶予事由がない場合、又は、水道料金を完納しない場合は、本規程により、給水停止を行うこととなります。

(給水停止の猶予に関する経過措置)

- 5 第 3 条の規定は、施行日前に提出された第 3 条各号の申請書等で施行日前までに同条各号の応答等がされていないものにも適用する。

(給水停止の解除に関する経過措置)

- 6 施行日前から継続している給水停止の解除については、なお従前の例による。